

船舶事故調査報告書

平成28年6月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	平成28年2月23日 09時05分ごろ
発生場所	青森県大間町大間港 大間港根田内西防波堤灯台から真方位187°0.4海里付近 (概位 北緯41°31.4′ 東経140°53.8′)
事故の概要	漁船第11 <small>かず</small> 丸は、係留地に向けて帰航中、浸水した。 第11丸は、船体及び船外機が水没した。
事故調査の経過	平成28年3月15日、調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第11丸、0.85トン
船舶番号、船舶所有者等	なし、不詳
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	船体及び船外機が水没
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 5、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期、波高 約3.0m、海面水温 約6～9℃
事故の経過	<p>本船は、船長が、風が強くなってきたのでなまこ漁をやめ、係留地に向けて消波堤の間を通過した際、船尾方から追い波を受けて船尾部が持ち上げられ、船首部が海中に突っ込んで、海水が船内に流入した。</p> <p>船長は、海中に投げ出され、浮いていた箱眼鏡（漁具の一つ、海の底を見るためのもので、木箱の底にガラスをはめ込んだもの）につかまり大声で叫びながら救助を待っていたところ、陸上の目撃者が漁船で来援し、救助された。</p> <p>本船は、本事故後、水没した状態で、地元の漁業協同組合の所属船にえい航され、大間港に着岸した。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>本船は、平成24年6月12日に漁船としての登録が抹消されていた。</p>
分析	本船は、船尾方から追い波を受けて船尾部が持ち上げられ、船首部が海中に突っ込んだことから、海水が船内に流入したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、船尾方から追い波を受けて船尾部が持ち上げられ、船首部が海中に突っ込んだため、海水が船内に流入したことによ

	り発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 漁業に従事する船舶は、漁船の登録を受けること。・ 救命胴衣等の着用に努めること。